

公物管理等分科会
第17回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第17回公物管理等分科会 議事次第

日 時：平成26年1月21日（火）14:19～15:44

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 別表フォローアップに関する対応について

- 国際出願に関する書面等のデータエントリー業務一式（特許庁）
- 書面による手続のデータエントリー業務一式（特許庁）

3 閉 会

○井熊副主査 それでは、ただいまから第17回公物管理等分科会を開催いたします。

本日は、公共サービス改革基本方針別表に記載された事項に関する対応について、特許庁さんの

①「国際出願に関する書面等のデータエントリー業務」及び

②「書面による手続のデータエントリー業務」

の2件を一括して審議を行います。

それでは、審議を始めさせていただきますが、まず、特許庁審査業務部國友部長に御出席いただいておりますので、別表フォローアップに関する対応について、御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でよろしくお願いいたします。

○國友部長 特許庁の國友でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料1-2という資料を配布させていただいております、それに基づきまして御説明させていただきたいと思っております。

まず、1枚めくっていただきまして、1ページ目ですけれども、この事業は、特許庁のペーパーレス計画というものに基づいた事業でございます。この計画は、我々は特許審査の迅速化を図る。さらに、手続の円滑な処理をするという、ユーザーの便宜と、我々審査する立場の審査官の便宜の効率化を図る。両方の効率化を図るという観点で、電子化情報を利用して、特許庁の業務の合理化を図ろうというプロジェクトがペーパーレス計画でございまして。平成2年12月に特許・実用新案の手続から始まって、逐次、電子出願システムを導入いたしました。

この平成2年にペーパーレス化をして電子化をするに当たりましては、この下に書いてございます、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（特例法）に基づいて適正に電子化を推進することを定めております。具体的には、電子化そのものの作業を国が直営でやるのは非効率であるという観点から、大量かつ定型的な電子化業務を外注するために、この法律に基づいて情報処理機関制度を採用してございます。この情報処理機関制度であれば、例えば公正・確実・迅速な処理に加えて、特許というのは、公開になるまでは本当に私権の秘密性が大事でございますので、この秘密保持についても、この法律に基づいてこの情報処理機関に義務を講じる。破った場合には罰則もあるという法律を定めて、この情報化を進めてございます。さらに、出願された資料と電子化された資料とが間違っただけでは困るということから、3点目にあるように、電子化の内容と提出された書面の内容は同一であるということで、極めて精度の高い電子化を求めることが、この法律上担保されているという制度でございます。

2ページにお移りいただきたいと思っております。この電子出願制度の沿革を御説明いたします。

まず平成2年に、先ほど御説明した特例法が施行されまして、この特例法に基づきまして、当時は、指定機関という言葉でございましたが、指定情報処理機関として、財団法人工業所有権電子情報化センター（PAPC）が指定されてございます。

平成2年12月、当初は、特許・実用新案の電子出願の受付を開始いたしましたが、平成12年には、意匠と商標、特許とはまた違うものでございますけれども、さらに、国際出願の国内段階での手続、さらには、審査に不服のある場合、審判という制度がございますけれども、その審判の電子受付も開始をしております。

さらに、平成16年には、国際段階での国際出願をする部分についても、電子受付を開始させていただいております。電子出願を特許庁がオンラインのシステムを導入した場合に、そのオンラインを使わない人、要するに紙で出してくる人がいるわけで、それは我々は困るわけです。ですので、あくまで手数料を取って電子化をしているというものを、実際、先ほどの法律に基づいて指定機関で実施しておったという制度でございます。

平成16年には、昨今の行政改革の流れに伴いまして、この特例法に基づく指定制度を廃止いたしまして、登録制度というものにいたしました。公益法人の要件も撤廃をし、どういふ方でも登録事業者になれるという形にしたわけでございます。ただ、現時点までのところは、登録情報処理機関は、一般財団法人のPAPCのみが登録されているというのが今の現状でございます。

次に3ページ目でございます。

それでは、この特例法に基づく登録情報処理機関の要件と義務でございます。この電子化をする業務ですから、業務の性格から、公正であり、確実であり、迅速性な処理が求められることは当然でございます。極めて高い精度のアウトプットを要求してございます。

また、これが一番大事でございますが、出願は未公開情報でございます。ですから、これが漏れて、特許が誰かに盗まれてしまうと、これはとんでもないことになってしましまして、政府の信頼関係も損ないます。ですので、これは出願人の利益を害するばかりのみならず、制度の信頼を損なうということで、日本政府、特許庁の信頼も失いかねないということでございます。秘密保持については、万全の担保を必要としているという観点から、特例法に基づきまして、下の要件や義務が5つございます。これを明示的に法律上ちゃんと担保してございます。

まず1つが、システムに関する基準でございます。電子化を求めていますので、コンピュータは揃えてもらわなければいけませんし、電子化のためのプログラムも揃えてもらわなければいけません。これは法律上の義務とされています。

登録事業者の基準としては、特許というのは、いろいろな企業の方が申請してまいりますので、どこか不特定な他の株式会社の子会社であると困ります。さらには、役員の過半数が同一の出身母体でもないこと。いわゆる公益性・公共性を担保させていただいております。

さらに、3番目が秘密保持義務でございます。電子化業務で知り得た情報を漏らしたり、盗用してはならないということで、罰則まで法律で定めさせていただいております。

業務の実施義務で、登録機関は、遅滞なく、業務を行わなければならない。

さらに、極めて高い電子化精度を確保するところで、要するに、出願された書類と全く

同じものをちゃんと電子化しなければいけないというのを法律上義務づけさせていただいております。

次に、4ページでございます。

特許庁としては、オンライン化・電子化を進めてきているわけですが、本来であれば、100%電子化のシステムを使ってもらえればいいのですが、ただ、個人や中小企業の一部には、電子手続に必要なパソコンやOA環境、さらには、電子証明書の取得など、若干インフラを整えなければいけませんし、個人事業者にとっては若干敷居が高い部分がございます。ですから、そういう観点で、書面による手続を残す配慮は今後とも必要でございます。

さらに、審査は極力早くやれと我々は言われておりますから、迅速化・効率化をし、さらに、我々も定員削減等がかかっておりますので、より効率的に審査をするという観点から、全体的な円滑な処理、あとは、情報処理技術の積極的な活用という観点から、今後とも、書面に出される方々にとっても、その出願の手続を電子化していくことが必要でございます。現時点においても、国内手続で20万件、国際手続で70万件ぐらいがまだ書面で出している出願がございまして、その電子化をこの法律に基づいて登録情報処理機関にやらせていただいているというものでございます。

次に、5ページ目でございます。

電子化業務のこれまでの経緯でございます。平成2年に特例法を定めまして、情報処理機関を法律上決めました。その情報処理機関は、基本的には、この電子化精度の維持・向上、さらには、秘密を守るためのセキュリティの強化について、自ら努力をしております。さらに、我々からの早くやってくれという要請に対しても、円滑に対応してきております。平成2年当時は、50万件の処理を処理期間で大体1か月電子化にかかっておったのでございますが、最近では、20万件の処理でも大体6日で全て電子化が完了するということで、スピードアップをしていただいております。

さらに、電子化精度という観点からは、やはり一字一句間違ってもらっては困るわけでございます。そういう観点から、従来はOCRシステムでやっていたものを、人の手でトリプルチェックをするという形での体制も整えていただいておりますのと、あとは、情報セキュリティ、最近では政府関係の情報セキュリティもウイルスでやられるような時代でございますので、極力、外部への流出を防ぐという観点から、平成11年からは専用回線の設置もしていただいておりますし、さらには、静脈認証管理の導入など、非常に情報管理をする職員の体制もきちんとしていただいているということでございます。このような国内手続の例で申し上げます。

さらに、今回の市場化テストということで、6ページに、市場化テストに向けた取組の状況を御説明させていただきたいと思っております。

登録情報処理機関になりましたのは、平成16年になりましたが、平成18年以降は、常時募集をさせていただいております。21年からは、単純随契から企画公募による事業者選

定に変更させていただいております。

さらに、市場化テストの議論になってからは、業務説明会を実施したり、公募の説明会を実施したりしてきております。

さらに、本年度平成25年度の取組としては、情報提供をまず充実して、この事業に関心を持ってもらう民間企業をふやそうという観点から、電子化規準書を提供したり、電子化業務の概況を説明したりするものとか、いろいろな必要なコンピュータ機器の構成例とか、必要な件数などの情報提供なども逐次させていただいております。

具体的な業務説明会は、2. に書いてございますが、昨年9月に実施した際には、29者の参加をいただいております。それで、具体的には、電子化基準書が具体的なコンピュータとかソフトウェアの概要を知るのに必要な重要な書類ですが、2者が請求して持っているというようなところもございます。ただ、残念なことには、この事業者アンケートによりますと、単年度契約であることがリスクが高いとか、プログラム開発にコストがかかるとか、そういう意見もありました。あとは、処理件数がまだ非常に多くございます。そういう観点から、処理件数が多いというような御意見をいただくような事業者もまだいるというのが現状でございます。

最後に、7ページですが、「市場化テストの導入に向けた考え方」でございます。

冒頭から申し上げておりますとおり、この電子化事業は、審査の迅速化・効率化を図るという観点と、出願手続の全体的な円滑化処理という観点から非常に重要でございまして、電子出願の環境を整えられない個人・中小企業などの出願人からの書面手続を、今後とも電子化していかないと効率化しないという問題はございます。引き続き必要だと思っております。この電子化業務をするに当たっては、第三者、要するに外部にやらせていただいているものですから、秘密保持や正確性の確保、公正性の観点が非常に重要でございまして。特例法に基づく義務をきちんと課した登録情報処理機関制度は不可欠であると考えてございます。ただ、市場化テストの限りの中でできるだけ複数の登録事業者がこの事業に関心を持ってもらいたいと思っているところがございまして。私どもとしては、秘密保持とかそういうところの条件の緩和はなかなかできないのですが、今私どもで、登録時、要するに、法律上、登録情報処理機関として登録する際の要件としております専用回線の設置は、民間の専用回線を引いてもらう、ないしは借りてもらうということで、実際、我々が事業を外注するときまでには必要ですけれども、登録をする段階まではまだ必要がないわけでございますから、そういうものを実際外注した段階で求めるという、時期を若干後にするというような観点から、事業者の専用回線使用料の負担を軽減することもあり得るのではないかと考えております。さらに、複数者になった場合には、今は単年度契約ですけれども、これは財務省に対する要求もしなくてはいけません、複数年契約の導入によりまして、この事業を例えば4年とか5年とか複数年受託いただけることによって、初期投資のリスクをできるだけ回収してもらうようなこと。ですから、その回収リスクをできるだけ軽減してあげるといったようなことも考えさせていただいております。

この内容を最後の8ページの《参考》のところに述べさせていただいております。

資料の中で、特例法上定められている要件については、緩和することは難しいと考えておりますが、専用回線の設置を登録後に、実際事業を我々が委託するまでに求めるということで、要件を若干緩和したり、あとは、情報セキュリティの確保、例えばセキュリティガイドラインをきちんとつくることも、登録の段階まではいいだろうと。ただ、実際仕事を始めてもらうときにはやはりやってもらわなければいけないということで、要件を求めるタイミングを若干後に求めることで、若干要件が緩和できるのではないかと考えております。

さらには、複数年契約の実施でございまして。これは公募により事業者が複数者、2者以上になった場合には、金額が安いほうがいいに決まっているわけでございます。ただ、当然のことながら、単年度だけですと、投資したコストが回収できなくなる可能性もございまして、複数年契約を予算要求して、財務省に認めていただいて、契約自体は複数年で契約するというようなことで、受託した企業の投資回収リスクをできるだけ下げることもあり得るのかなと考えてございまして。

このような形で市場化テストに対応していきたいと考えているのが今の現状でございます。

以上でございます。

○井熊副主査 どうも、御説明ありがとうございました。

それでは、今の御説明に対して、委員の先生方から御意見とか御質問をお受けしたいと思っております。いかがでしょうか。

○尾花副主査 御説明ありがとうございました。

機関への登録の要件については、緩和をする御意向がないと伺いまして、業務の趣旨からすれば、非常によくわかるのですが、条文を拝見させていただきまして、多分、普通の会社が登録を躊躇する条項として1つ気になりましたのが、財産目録を作成し、それを備え置いて、あとは、利害関係人の開示にも応じなければいけないという条項がございまして。これは公益法人の要件の名残だと思っておりますが、この要件があることにより、恐らく登録を申請する方は、他業をするというか、この業務以外の業務をやっている方は、兼業でこの登録の申請は非常にしづらいのではないかと思います。そうすると、秘密保持の観点から、どうしてもほかの業務をやる申請者は排除したいというような御意向があるのでしょうか。この辺りの要件の緩和は、精度の高い業務及び秘密保持の観点から必要となりますか。

○國友部長 まず、財産目録等の問題でございましてけれども、少なくとも法律上は、きちんとコンピューター一式がないといけません。ですから、それが担保に取られていて、急に収益が悪くなって取られてしまうということでは、事業の確実性が私どもは確保できないと考えておりますので、きちんとした財産として、このような法律上、特例法19条第1項第1号に書かれるようなシステムがちゃんと保持されて、安定的に事業が担保できるかと

いうことはやはり確認をすべきだと思ひまして、確認せざるを得ないという制度設計かと思ひます。

あとは、他の業務という観点ですけれども、これは申請登録者の要件としては、株式会社の子会社ではないとか、役員は過半数じゃないという、特許なり商標というのはそれぞれ私企業の私権を与える情報ですから、その情報にかかわるといふ観点から、出願人から、この会社がやっているのではちょっと安心できませんよといふような不信感を与えるような機関だと、私どもは困るなど思っているものですから、兼業をしていることが必ずしもだめといふことではないと思ひております。ただ、そういう観点から公平性とか、出身母体ではない、登録事業者としての中立性といふものを担保するのにどの程度の情報を必要とするかといふところが問われているのではないかと考へております。

○尾花副主査 確認ですが、財産目録の対象は、その申請者の全財産ですか。

○松下課長 全財産でございます。

○尾花副主査 御説明の御意向はすごくよくわかりました。重要な事業なので、秘密保持の観点からもきちんとしておきたいのは非常によく理解はしているのですが、通常、株式会社で財産目録をつくる時は、清算をするときぐらいしか作って備え置かないもので、こういったものを株式会社を申請人として認めておられるにもかかわらず、財産目録をつくって、開示を認めなさいといふふうにした場合の恐らく企業の方のその躊躇の度合いが高いのではないかなといふふうには感じました。

それとの関係で、秘密保持上、高い精度の業務上必要といふことであればいいとは思ひますが、登録申請上、ここは申請者にとってのハードルではないかといふ印象は受けております。

○國友部長 なるほど。

私どもとしては、事業の継続性をきちんと担保できるかといふことがまずメインでございますので、どういふ書類が必要かといふのは、今の先生の御意見なども踏まえて、もう一度再調査させていただきながら考へさせていただきたいと思ひます。

○尾花副主査 他の登録機関などの場合は、申請の要件で、債務超過ではないことといふのをに入れておられるのですね。その点で言ひると、そこは入れずに、かつ財産目録を要求するといふところがちょっと矛盾しているのかなとは思ひますが、他の登録機関と言われるようなものをネットでサーチしてみますと、いずれも、もとが公益法人を指定機関にしていた経緯もあつて、いずれも財産目録を要求している、そういう機関があるのは承知しております。

ただ、今回の件について言ひれば、どうしても登録申請者が増えないといふことであつて、増やしたいといふのであれば、もしかしたら、そこが1つのネックなのであれば、御検討いただくのもいいのかなといふふうには考へました。

○井熊副主査 今の利害関係者の話はよろしいですか。

○尾花副主査 利害関係人としては、申請をした方も、財産目録が見られると。ほかの条

文上は、通常、財産目録が見られる方は債権者なのですね。なので、非常に広い方がこの会社の何を持っているかというのを見られてしまうということについて、申請をする方ではほかの業務をやっている方は、きっと非常に嫌がるポイントかなと感じております。

○井熊副主査 今回の尾花副主査の御指摘の中で、私も民間企業に勤める立場として、株式会社を求める条件としては、やはりちょっと異質かなと思ひまして。それは、そういう公益法人を前提とした条項が残っているというふうに思ひますし、今の例えば利害関係者の話とか財産目録の話で、それを必要とされる公募だったらやめておくよという判断が普通は出ると思ひます。その辺も含めて、御確認なり、見直しの可能性も含めて検討をお願いいたします。

○國友部長 御意見を踏まえまして、ちょっと検討をさせていただければと思ひます。

○井熊副主査 ほかにございませんか。

○川島副主査 いろいろ御説明いただきありがとうございます。我が国の成長戦略を推進するための基盤となる重要な事業だと思ひておりまして、御苦労されている点はわかりました。

6 ページ目の今後の取組の中に、本年度いろいろ工夫をされて、参加者が29名という結果にあらわれ、また、今後期待されるところではあります。(3)の参加者アンケートの結果を踏まえられて、①の単年度契約に着目され、改善されるということだと思ひますが、それ以外②③について、若干補足説明をしていただきたいということと、これらへの対応という視点は、今回、今後に向けて何か改善・工夫をされるのかどうなのかという点を教えていただけますか。

○國友部長 わかりました。

まず、2番目のプログラム開発の件ですけれども、私どもが登録情報処理機関にやらせている電子化作業は、大体想像していただきますと、特許というのは、いろいろな図面とか、文章で書いた説明資料から成ります。それを証票する例えば論文とかそういうものも添付資料としてついてくる、そんなイメージでございなければと思ひます。それを間違いなく、きちんとスキャナーで取り込んで、それを私どものシステムに合うようなテキストファイルにしてもらうのが、まず、この電子化作業のポイントでございまして。ですので、ある意味で言うと、我々が家庭で持っているプリンターでもスキャナーには取り込めるわけございまして。ただ、それをきちんと間違いなくテキストファイルにして、その出願と同じようなファイルにして、我々特許庁が求めるテキストにして、電子化ファイルを納入してもらうというのが、この作業の中身でございまして。

ですから、まず、その技術的な内容については、そんなに難しいものではございませぬ。ただ、当然のことながら、我々は発注者でございまして、我々が要求するテキストファイル、電子ファイルにしてもらわなければいけません。ですから、それは秋葉原で売っている何かプログラムを買ってあげればよいというものでは多分ございませぬし、市販されているものではございませぬので、そういう意味で何かしら自分の会社で開発する、ないし

は他の会社から譲り受けた技術を受けるというもので、プログラムはどこにも存在していませんものですから、それはある程度の初期投資といいますか、準備は必要だということでございます。ただ、それはそんなに難しい技術ではないはずなんです。ですから、そこは複数年契約に基づいて、我々はちゃんと単価契約しますので、電子化一枚一枚のコストにその初期投資コストをオンしていただければ回収できるのではないかなという考え方でございます。

3番目の処理件数は、この紙で出願する人は減ってきてはおります。ただ、電子証明の手当てとか、コンピュータをちゃんと用意しなければいけないということで、手作業で出してくる人が多いのもまた現実でございます。国内手続だけでもまだ20万件あるというのが格段に減るという見通しではございません。ですので、国内では10~20万件はしばらくは続きますでしょうし、国際段階の出願では、我々のオンラインもまだそれなりに進んでいないところもございまして、まだまだ紙で出てくるものがございますので、数十万件まだあるということで、この処理件数の多さについては、ユーザーからは出てくるのですが、この多いからこそ売上が立つというところもないわけではございません。要するに、我々は単価契約をいたしますので、これについては許容していただいて引き受けていただくしかないかなという考え方かと思っております。ですから、処理件数が減れば減るほど我々のコストは下がっていくわけですがけれども、処理件数は実態上はそんなに減っていない、大体サチュレートしてきているような段階でございます。ですから、これは1つの機関で一括してやっていただくことが必要ですし、それが全体的な1件当たりのコストについても、1つ下がる要因でもあるというのが今の状況だと思います。

○川島副主査 ②のところはよくわかりましたし、複数年ということがその解消につながるということもわかりました。処理件数の多さは、これだけの処理をするので、参加しようかな、チャレンジしようかなと思った業者さんが、こんなたくさんの処理は手に余るといって登録申請を躊躇をされたというように考えればいいのですか。

○國友部長 ちょっと多いかなという感じですね。

○川島副主査 思った割には多くなかったということではない、という意味ですね。

○國友部長 ここで言っている③の「処理件数の多さ」は、関心を持った事業者の方が、処理件数が多いので大変だよねと思っていらっしゃるという先生のおっしゃるような御感想をいただいたということだと思います。

○田中企画調査官 参加事業者の中には、中小企業の参加者もおりまして、中小・零細企業の参加者から見ると、ちょっと多いかなという指摘があったと思います。

○川島副主査 承知しました。

○井熊副主査 今の話だと、プログラム開発に対する負担は、複数年契約にして、回収年度をふやしていけば解決されるという意味でのプログラム開発が問題だということなのですかね。それとも、回収負担のことを言っているのか、技術負担のことを言っているのか。

○國友部長 我々が感じているところで言えば、プログラム開発自体はやはりやってもら

わなければいけないのですね。ただ、そこが一般的にスキャナーで取り込んでテキスト化するという事ではないので、要するに、我々発注者向けに合ったテキストでやってもらわなければいけない部分がありますから、それは新規に開発しなくてはいけないというところに対してはちょっと大変だなとお感じになられているのが5者いたというふうに我々は捉えております。それはやはりやってもらわなければなりませんので、その初期投資は、ある程度複数年契約で我々もコストを負担いたしますから、それで回収できるような範囲内ではないのかなというふうには感じております。

○小尾専門委員 確かにプログラム開発の利用負担が回収できるかもしれないというのは事実かもしれないのですが、現在の登録情報処理機関の要件が、既にプログラムを有していることとなっていて、それが入札要件になっていますから、現在の入札資格を持つ人は、新規参入であっても、あらかじめリスクを考えて、例えば2億だったら2億の初期投資をしてプログラムをつくらなければいけないですね。それで、さらに、競争入札ですから、その場合に落札できないかもしれないと。つまり、2億円は無駄になるかもしれないということを踏まえた上で初期投資をしなければいけない。普通の企業にとってみれば、相当なリスクを負わなければ入札できないと、今の制度上はそうなっているわけですね。そこら辺をどうにかしないと、どんなに頑張っても、恐らく登録情報処理機関になりたいと思う企業もなかなかあらわれなれないと思いますし、あえてそのリスクを侵してまで入札をしたいと考える企業は出てこないのではないかと。

多分いろいろ考えられていると思うのですが、例えば登録情報処理機関になる見込があれば入札しても構わないというような考えとか、もしくは、今は法律上「プログラムを有していること」となっているので、そこら辺をどうするかという話はあるのですが、例えば、そのシステム自体、今回の委託の場合には、業務委託なので、プログラムとか設備一式は相手方が全て持つというふうになっているわけですが、例えば特許庁がプログラム等を自前で開発する。今回の業務はあくまでも電子化する部分だけ委託をして、例えばプログラム等も含めてシステム自体は特許庁のものだと。そうすれば、参入する側としては、リスクは下がるわけですね。結局、システムの開発は特許庁がやっていて、自前で持っているものを使わせてもらうということになるわけですから、参入する場合のリスクは相当下がると。今回、法律改正しなければいけないという可能性があるのですが、なかなか難しいところではあるのですが、そういうような検討というか、調達のときにさらに工夫をする。いわゆる民間企業がより入って来やすくなるための何らかの工夫をできる余地は、なかなか難しいかもしれませんが、それはあるのですかね。

○國友部長 御説明を申し上げます。

まず、登録と入札という事務手続の時間的なイメージで御説明したいと思います。あくまで、この事業は特例法に基づいてやっている事業なものですから、登録情報処理機関として法律上認められないと入札に参加する資格がないという考え方でございます。ですので、まず、登録情報処理機関として必要な要件は、今回御説明したスライドの3ページ目

でございますけれども、特例法上に書かれている必要なコンピューター一式はあります、プログラムはちゃんと持っていますというところが法律で求められているものですから、ここは秘密保持や公正性、さらには、正確性を担保するという観点からしますと、この要件を満たしていることが前提でございます。ですから、そこができれば、我々としては複数者いたほうがいいと思うわけですが、そこまで特許庁だけのためにコンピュータを揃えるというのがないということだと、なかなかふえないのかもしれませんが、そのリスクを踏まえてまで登録をしていくという事業者がいれば複数者になりますから、そうすると、その複数者の中で我々は安いほうに委託をし、それで複数年の契約もできるという、そういう考え方でございますので、まずは、その予算をセットする段階までになるわけでございます。例えば、これは仮に27年度の予算からやるとすると、27年度の政府原案のセットは、今年の26年度の12月ですから、例えばその1か月ぐらい前までに登録情報処理機関をふやす努力を我々がして、複数になれば、政府予算としては複数年予算を取って、さらに、それが財政当局との関係になりますけれども、できるだけ早く入札に付すという観点での時系列的な手続になると思っておりますので、まずは登録情報処理機関がふえるということでない、入札も複数者にはならない、そういう考え方でございます。

かつ、登録情報処理機関の要件については、法律で担保されておりますので、この要件を緩和することはちょっと趣旨に合わないと思っておりますので、それは私どもとしては予定しておりません。

○井熊副主査 プログラムに関しては、もう持っていることが登録の条件だということで、そこを変えるのは法改正が必要だと。

あと、もう一つ、今、小尾先生からあった御提案で、海外などでも、入札の競争性を高めるために、公共側で資産を持って、その資産は競争調達をして、運営を競争調達すると、それを分けるというのはよくあるやり方ですが、その場合、公共が与えた環境をもってこういう要件が満たされたという解釈はできないのですか。

○國友部長 特許庁はいろいろと多くのシステムを開発してきておるところはありますけれども、こういった外にやらせるような場合、これは事業自体も外にやらせる。そのために特例法という法律に基づいて、国並みの厳しい秘密保持義務などを課しているわけですが、そういう場合に、ソフトウェアだけはこちらで開発して、それをやる業者だけということが、業者によってそのソフトウェアをどう使うかということで、実際使うソフトウェアとしてのそのソフトウェアの意味合いがあると思っておりますので、なかなかそれはやってきてないというのが現状でございます。

ですから、実際、それで処理する人が使いやすく、かつ、アウトプットを我々にきちんと出してもらえ、アウトプットとしての要件は提示しているわけですが、それをできるだけ効率的に役立つためのソフトウェアを外の人に開発してもらって、それを実際外の人に動かしてもらっていると、そういうやり方で全体が効率的になって安く調達できているという考え方だというふうに考えております。

○井熊副主査　そういう事業体制を変えないで、今の登録に対する条件を緩和しないと、これはいつまでたっても根本的なハードルが下がらないですね。

○國友部長　ですから、このコンピューター式というのは、もちろんコンピュータはなくてはいけないですけども、別にそんな難しいコンピュータではないはずで。プログラムについても、市販はされていませんが、開発するコストはそんなに高くはないはずだと。そこなんです。ですから、そういう我々として求める仕事をする能力があるかないかわからない事業者を登録するのは、これは法律の趣旨に合いません。

○井熊副主査　だとすると、電子業務に必要なのはハードウェアはそうだと。それから、必要なプログラムということの解釈をもう少し緩めることはできないのですか。プログラム、ミドルウェア、アプリケーションとありますね。例えばアプリケーションの作り込みに関しては、それは受託後でもできるだろうとか、そういうようなことによってハードルを下げる工夫をしないと、ゼロから全部パッケージとしてできていなくてはどうなのではないかと思えますね。

○國友部長　そうですね。

あくまで、非常に機密性があり、公正性を担保してやらなければいけない仕事を、国がやるよりは民間企業にやらせて、効率的にやったほうがいだろうというそもそもの制度設計があって、外部にやらせるためには、それを担保するための要件を法律上定めなくてはならないという制度の成り立ちでございますので、それを緩めるのは制度の根幹を揺るがしかねない、ちょっと価値変更になってくると思います。

○井熊副主査　それは私の質問と全然違う話で、法律の趣旨は変えないで、電子業務に必要なプログラムの解釈を柔軟にすればいいのではないですかということ。100%できているものを必要なプログラムというふうにしなくて、多少の作り込みを残したとしても必要なプログラムという解釈はできるのではないかということです。

○國友部長　それは法律が「電子化業務に必要なプログラム」なものですから、「電子化業務に必要なプログラム」という解釈は、電子化業務に必要なプログラムとしか法律上は、その解釈を緩めるというのはどうなのでしょう。法律でそれが担保されているからこそ我々は外に安心して出せるという考え方でございます。

○松下課長　あとは、緩めたとしても、それが事業実施までに結局できませんでしたということになってしまうと、事業がストップしてしまうわけですね。それは制度の根幹を揺るがすことにかかわるところもありますので、そこはちょっと避けたいリスクだなと思っています。

○井熊副主査　ほかに御意見どうですか。

特許庁さんとしては、法改正はできない、そういう柔軟解釈も難しいということになると、それくらいの開発負担は複数年度にすることで負えるはずだと、そういうことですかね。

○國友部長　ええ。ですので、今回のプレゼンの資料にも明確に書かせていただいています。

すけれども、7ページ目のように、登録情報処理機関の制度は維持しないといけないと思っております。ただ、市場化テストの考え方からしますと、最終的には、事業を開始するときまでには専用回線等は必要ですけれども、専用回線というのは、事業者が自分で引くわけではなく、NTTの回線とかいろいろな民間企業の回線と契約を結んで担保してもらうという考え方ですから、それが登録時ではなくてもいいとは思っています。その意味で、事業開始までという形で、我々がその確認を後にずらすというところでのコスト軽減にもなりますし、さらには、複数年契約が、2者以上の企業が競争入札をする場合には、財政当局も複数年契約は認めていただけたらと思っておりますので、そういう予算要求をしていきながら、できるだけふやす努力をしていくことかなと思っております。

○井熊副主査 プログラム開発を、既存のすぐに使えるプログラムをもって必要なプログラムという解釈は変えられないというお話だったので変えられないと。だから、その負担を少しでも下げるために、専用回線の負担に関しては妥協しようというのが今回の案ですね。

○國友部長 そうです。

○井熊副主査 わかりました。

それによってどのくらい効果があるかやってみたいというお考えだと思うのですね。

あと、もう一つは、電子化手数料についてちょっと御説明をいただきたいと思います。

○國友部長 電子化手数料は、我々は出願人に電子化をして出してもらいたいということで、電子手続のオンラインのシステムをみずから開発して、それを出願人にアクセスしてもらって出してもらうということでございます。ですから、我々が電子化オンラインのシステムをつくっているにもかかわらず、それを使わないで紙で出してくる人に対しては、電子化してもらわないといけませんから、そこは手数料を払って電子化してもらっているという、そういう考え方でございます。これはこの特例法と同じ考え方でございますから、登録事業者に手数料を払って電子化して、それで、出願してもらっているわけです。

我々は、全てオンラインで来ていれば、それで我々自身が電子化コストを払う必要はないのですが、残念ながら、オンラインが全て今整っておりません。ですので、出願の表紙はオンラインで来るけれども、実際の複数の中間資料とか補足資料は紙で来るのがございます。それも我々の審査の効率を考えて我々が電子化コストを払って電子化してもらい、我々自身の内部の効率化に役立てようという発想がございまして、それは我々自身がコストを払って、PAPCにお金を出して電子化してもらっているという、そういう考え方でございます。

○井熊副主査 ほかによろしいですか。

今の特許庁さんのお話で、まずは法律改正はできないと。それから、制度の柔軟解釈に関しては、慎重にやらざるを得ないということで、今回の専用回線に対する柔軟解釈、それから、複数年度、それによって対応をしてみたいと。今までもプロモーションの活動はされているので二十数者出てきたと、そういう説明をされて、1者でも多く参入されるよ

うなことを試みたいと、そういうことですがけれども、この辺についてはいかがですか。

○小尾専門委員 多分、複数年にしたとしても、現在の一般財団が圧倒的に有利なことには変わりはない。つまり、プログラムを持っているわけですから、彼らは開発をしなくて済むわけですから、そういう意味では、どんなにほかのところ頑張っても初期投資をしてやったとしても、例えば入札価格を2億安く一般財団は入札できるわけですね。そういうふうなことを多分ほかの業者さんが考えてしまうと、もうその時点で自分たちには勝ち目がないから、初期投資もしないし、登録もしないというふうに考えてしまうのは普通かなと思うわけですね。

そうすると、そういうふうな障害をどうやって取り除いて、ほかの人たちに参入してもらおうかということを考えなければいけないので、そういう意味では、システム開発費用を業者さんにできるだけ負担させないような仕組みを考えないと、どう頑張っても、多分参入者はふえないというような感じを受けるのですが、その点はいかがお考えですか。

○國友部長 我々はこの事業を、本来国が直轄でやるところを、法律に基づいて外に出している。それを担保するために特例法という法律がわざわざできているということがまず基本だと思っておりますので、その特例法の考え方はまず踏襲しなければいけないと思っております。その中で、我々も行政コストをできるだけ下げたいと思っておりますので、あくまで特例法の要件は満たしつつかに下げるかということがこの議論の一番の大事な点だと思っておりますので、できるだけ登録事業者がふえること自体は我々としてもやっていきたいと思っているわけです。ただ、実際それがふえるかふえないかということに対しては、複数年契約をすることを実際コミットして、登録事業者をもっと募集したり、先ほどの若干の要件緩和みたいなことをやりながら進めていくしかないと思っております。それ以上のことは、特例法の本来の考え方に反することは我々にはできないと思っております。

○尾花副主査 状況を知りたいのですが、この法律の中には、登録調査機関という別の機関がございますね。それについても電子計算機及び調査情報に必要なプログラムを有することという要件があって、例えばこの登録調査機関についても、今登録しているのは1者ですか。それとも複数おられるのですか。

○田中企画調査官 今、複数います。

○國友部長 我々は直接の担当ではないのですがけれども、複数いるというふうに認識をしております。

○尾花副主査 そうすると、プログラムの開発の規模とか金額はわかりませんが、そういうことからして、今回の情報処理機関も登録申請がないわけではないだろうと、そこから考えておられるということでしょうか。

○國友部長 調査機関と今回の情報処理機関は、基本的に、やる内容が相当異なります。登録調査機関というのは、我々は特許が申請されてまいります。当然、出願者は、これは新規性があるって、世界で私一人しか考えたことがありませんと言ってくるわけですが、そ

れが本当かどうかというのを審査官がチェックするに当たって、その出願に係る技術の周辺情報についてきちんと調査をする。それを審査官一人一人がやっていたら処理ができませんから、そういう調査機関にきちんと調査をさせて、それで、その成果を審査に役立てるといふ制度です。

ただ、本日の議論の情報処理機関は、あくまで出願した書類の中身自体を電子化するという、極めて機密性も高く、間違っただけではいけない業務なのですね。ですから、それは同じ特例法の中の登録機関であっても、期待されているパフォーマンスと、そのアウトプットの中身は相当違うというふうに御理解いただいたほうがいいのかなと思います。

○尾花副主査 周辺の議論で申しわけないですが、法律は改正されない予定だということで、重要な業務であるがゆえに不安になったのですが、この登録の基準を満たしていると、登録をしなくてはならない。その基準の1つとして、他の株式会社の子会社であってはいけないというのがあるが、例えば、他の株式会社ではなくて、これが例えば外国法人であった場合は、条件を満たしているわけですか。外国法人の子会社であった場合はこれに該当しないのですか。株式会社の子会社だといけないけれども、外国法人の子会社が申請してきて、ほかの条件が合っていたら、これは登録義務があるのですか。

○國友部長 ここで言っている「他の株式会社」は、特許というのはあらゆる企業が世界中から出てきます。それは日本企業だけではありません。外国企業も日本で特許を出してきますので、そういう観点から、国内外あらゆる株式会社の子会社でないという考え方で制度が設計されているというものです。そういうことですから、海外企業の子会社であればこの要件をクリアするというものではありません。

○尾花副主査 「他の株式会社」と言った場合には、世の中には株式会社ではない形態の会社はたくさんありますね。そういうときにこういうのは当たってしまうような気がします。

○國友部長 「株式会社等」と書いていますから。

○尾花副主査 本当の条文は、これは書いてないように思います。より重要な業務だというのはよくわかったがゆえに、直すべきところはちょっと厳しくして、緩めるところは緩めるといふ発想も何かあってもよいのではないかと。特に気になったのは、「他の株式会社の子会社であること」というので言うと、外国法人はいろいろな形態があるので、その外国法人が申請してきたときに、特許庁としては登録義務があるような気がします。

○國友部長 決してそうではなく、法の趣旨に鑑みれば、これは特許のみならず商標とか意匠とか、あらゆる産業財産権の電子化をする団体でございますので、1社の企業の色がつかないという趣旨で書かれておりますので、そこは法の趣旨から鑑みれば、株式会社が外国法人に支配されているような企業がこの趣旨に合うかということ、決してそうではないということでございます。

○尾花副主査 十分わかっているのですが、そこを趣旨で解釈し、ほかのところは厳格に解釈するというのも、なかなか説得力に欠けて、私としては、別段、緩めましょうとかいうこ

とを強く推進していくというよりも、業務の重要性をわかった上で。

○國友部長 どちらも厳格に公平に私どもは解釈させていただいているものでございますので、どちらが緩くて、どちらが厳しいということはございません。

○尾花副主査 ただ、条文上読むと、明文上読みますと、「株式会社の子会社」と書いてあるので、そこを覆す何か議論、その点について御検討もいただくついでに、ほかの点も御検討いただけるといいかなと思いました。

○川島副主査 ちょっと戻ってしまうのですが、登録情報処理機関の要件の中で、プログラムを事業所に備えるというのがあります。仮の話ですが、仮にこの入札にチャレンジするために、この登録情報処理機関としての基準、要件を満たすための先行投資をしてチャレンジした場合に、もちろん1者は落札するわけですが、残りの者は、そうした登録をし、そのためにコストをかけて用意したプログラムとかコンピュータをほかの仕事に流用可能なものなのかどうなのかということをもとに教えていただきたいと思っております。そのことによって、ほかに使えるのであれば、みんなチャレンジを果敢にしてみようと、これがだめならほかの仕事を取っていきましょうということにつながるのではないかと思いますので、そういったような点について教えていただきたいというのが1つです。

それと、要件を満たした上で入札をするかわりに、例えば、仮免許ではないですが、その入札の要件に足るようなところなのかどうなのかについての予備審査あるいは仮入札をやった上で、ABCのうち、A者、B者は何とか行けそうだなといった見極めができた時点で、登録情報処理機関としての要件を満たして、その上で本入札にチャレンジするというように、この事業の入札にチャレンジしようという方々のリスクを軽減するような工夫が今のこの仕組みの中で検討し得る余地があるのかなのか、その辺についても教えていただけますか。

○國友部長 まず、流用できるかどうかという観点につきましては、私どもが電子化プログラム全てを理解しているわけではないのですが、我々が求めているプログラムはそんなに難しいものを作業させているものではないかと考えています。紙のものをスキャナーで取り込んで、それを我々に合ったテキストファイル、電子化ファイルにして、それを納入してもらおう。ただ、その納入の仕方が極めて厳格に管理されて、秘密が漏えいしてもらっては困りますよという考え方ですね。ですから、そういう電子化ファイルをつくるシステム自体、ほかでもあるのかどうかということについては、私も完全に知っているわけではございませんが、いろいろ探す余地はあるのではないかなというふうには思います。こういうことをやっている事業がどの分野でどの程度あるかということについて我々はノウハウはございませんけれども、そんなに難しい作業ではないはずなので、もちろん市販されているプログラムではないと思っておりますので、そういう工夫の余地は、民間企業であれば、いろいろと考えられる部分はあるのではないかなというふうには思います。

あと、仮免的なものという、そういう御判断ですが、我々は本日の資料の6ページにありますとおり、いろいろな情報提供手段をやってきておりまして、制度の立て方と

しては、登録事業者でないと契約を結ぶ価値のない事業者であるというのがたてつけでございいますから、あくまで登録要件をクリアすることがまず第一義だと思っております。ただ、その登録要件の中で、専用回線みたいなものはそのときまでにあればいいというようなところもありますから、そこは逐次御相談をしながらということですが、要するに、登録要件に必要な電子化規準書とか、いろいろ技術的な仕様書については、逐次、公開してございいますので、いろいろな御要望があれば、それを聞く機会は、説明会をやって、それに対するQ&A、ないしは個別に御相談をいただくと。あとは、その2者については、電子化規準書が具体的に閲覧要求をもらっていますので、それに対する御感想をお聴きするとか、いろいろな事前の御相談に乗れる体制にはなっていますし、これまでもやってきているということではあるかと思えます。

○井熊副主査 今の質問の中で、必要なプログラムは、この業務に関する専用で開発されたプログラムということの意味しているのではなくて、ほかのプログラムの流用でもいいということですか。

○國友部長 リクワイアメントにクリアすれば、流用か新規開発かということをお我々は求めているわけではございませんので、作業のでき上がりがきちんと我々の求めるものができ上がってればいいという考え方です。

○事務局 発言よろしいでしょうか。

○井熊副主査 どうぞ。

○事務局 先ほどの発言の中に、入札に参加するためには登録情報処理機関でならないというのがたびたび出てきたのですが、その法令上の根拠がどこに書いてあるかということをお教えていただきたいと思えます。

○國友部長 3ページ目で、この事業は特許庁が電子化業務を委託する、本来は特許庁の内部で閉じてやらなければいけない事業を外部化してお願いをするという考え方ですから、そのために外部の団体については、特例法上の義務をきちんと課しましょうという、そういう考え方でございます。ですので、それを法律ができた平成2年当時は、指定機関という形にしたのですが、今は登録情報処理機関になっていると。ですから、契約をする相手方としては、基本的に、この登録情報処理機関であるというたてつけで特例法上は設置されていると考えておりますので、おのずとそういう決着になるのかなと思えます。

何か具体的な条文があれば、説明させていただきます。

○松下課長 3ページに、特例法19条等いろいろ基準のところには書かせていただいておりますが、登録情報処理機関として、特例法9条がございまして。特許庁長官は、その登録を受けた者は磁気ディスク等への記録またはこれらの記録に必要な情報の入力の一部または一部を行わせることができるというのが9条にあります。それを受けた形でその要件が19条で決められている。そういうことでございます。

○井熊副主査 よろしいですか。

○事務局 はい。

○井熊副主査 なかなか議論がかみ合わないのですけれども、このシステムを使うことに関して、今、新しくシステムを開発したり、登録という縛りがあったりということで非常に難しいということであれば、今出している委託業務のどこか一部を、このシステムに関しては現行機関ではないかと。一部をもう少し競争性をかけるという業務の切り出しの可能性については、どういうふうにお考えですか。

○國友部長 切り出す部分は、何をもって切り出すのがいいかということの考え方だと思うのですけれども、あくまで我々が業務を委託している部分は、その全ての部分について特例法上の制約を受けます。ですから、そういう意味において、切り出そうが切り出さないが、要するに、2つに分けようが、3つに分けようが、特例法上のかさはかかってしまうのですね。ですから、そういう段階からすると、しよせん切り出そうが切り出さないが、特例法上の要件はクリアしてもらわなければいけませんので、そういう観点からは市場化テストの関係から言っても、より進んだ効果になるかということ、そうではないのかなというふうに考えております。

○井熊副主査 例えば、非常に単純な話で、コンピュータに直接かかわる業務は、今のコンピュータを使ってこの法人に任せようと。ダブルチェックをしたり、いろいろ手作業的な部分を別途ほかに委託するということは、特例法上できないということですか。

○國友部長 できないといえますか、同じ条件がかかるということだと思います。

○井熊副主査 コンピュータ以外の雑務的なことをやる業務を設定したとしても、それを受託する人に対しても、特例法で同じような条件が設定されるということですね。

○國友部長 はい。申請者としての1企業、株式会社に支配されてないとか、秘密規定なんかは当然かかります。

○井熊副主査 実質的には切り離しはできないということですね。

○國友部長 はい。同じだと思います。

○井熊副主査 同じものが、階層が小さくなっていっぱいできるだけということですか。

○國友部長 そうすれば、トータルとして足し算すると、今よりも金額が多くなることはまあある話ですから、それでは逆効果です。

○松下課長 仮に切り離したとしても、そこに業務の流れをつくらなければいけない部分で、効率の悪さは当然発生してくるかと思いますので、そこも考えづらいなと思っています。

○尾花副主査 今の議論ですが、登録情報処理機関に委託する業務として、情報処理業務という定義があって、それは6条3項もしくは前条1項の規定によるファイルへの記録、7条1項の規定による磁気ディスクへの記録、または、これらの記録に必要な情報の入力（入力のための準備作業を含む）、編集もしくはこれらに類する処理を情報処理業務と言っていて、現状、今の財団法人に委託している業務はこれが全てであって、それ以外に、この情報処理業務という定義外の業務はほとんど認識できないのか、それとも、認識できるけれども、おっしゃったように、非効率化ゆえに分離すべきではないと考えているので

しょうか。

○松下課長 認識はできないです。もう一体だと思っています。

○尾花副主査 では、登録情報処理機関がやるべき情報処理業務というこの定義の中に全て入ってしまっているというお考えですか。

○松下課長 はい。

○尾花副主査 わかりました。

先ほど、入札のときに登録機関でなければならないという条項として、9条1項を挙げられていて、再度読んでみると、「特許庁長官は、情報処理業務の全部または一部を登録情報処理機関に行わせることができる」と書いてあるだけなので、業務の継続性からして、応札したけれども、登録しないと、結局できない業者がいるという意味で困りますというのは理解しつつ、この条文だけを読みますと、必ずしも、入札時に登録をしていなければならないとまでは、文面上は読まない方法もあるのではないかなど。ただ、おっしゃるように、法律の趣旨からは必要だという御意見というふうに賜りました。

○國友部長 はい。

○井熊副主査 今のところで、なぜ、法律の趣旨から言うと必要なのか、もう一回御説明いただけますか。

今、例えばいろいろな入札で言えば、この委員会のこれまでの趣旨から言って、資格審査の段階で、そういう厳格なものを全て求めると、ハードルを上げて競争を減じてしまうので、例えば総合評価の中の事業者の評価の中とか、そういうところで審査をしていこうという流れかなと思うのです。そういった意味で、今の尾花副主査のこの趣旨から言えば、ある程度の資格を持った人には出ていただいて、それから、評価の中で、そういう可能性のある、この人だったら登録業者になれるなと思う人を選んでいただいて、落札した後に登録してもらって、その人が登録業者となって事業を実施するというようなことも可能なのではないかな。それがなぜ不可能なのかというのを御説明いただけますか。

○國友部長 まず、特例法の考え方ですけれども、あくまで非常に企業機密であって、本来は国家公務員が処理すべき書類を、外の第三者にやらせるということのために、それを担保する上でわざわざ特例法をつくっているわけですね。ですから、その特例法に基づいて、そういう特許庁長官が仕事をさせることができる団体たるものは登録情報処理機関であるというふうに法律上は書いてあります。ですから、登録情報処理機関としての登録要件は当然見ていかなければいけないと思うのですね。ですから、仮に、今、副主査がおっしゃったように、入札をやって、事業者を決めてから登録させてもいいではないかと。入札の段階では、登録要件を見なくてもいいではないかと言われますと、我々は入札を安いところに決めましたと。その事業は登録事業者に仮にならなかったとしたら、翌月からの作業は止まりますから、それでは困るのですね。

○井熊副主査 それはまず2つあって、資格審査の段階で、この人が登録すれば、まあ間違いなく登録を満たせるであろうと。それはシステムを開発するというコミットメントも

含めて、そういうようなことをまず審査をして、仮にだめだった場合に、これを入札ではなくて、提案公募にして、次点者を決めて、一番はじめの人がそれにどうしても満たなかったら、そうしたら次点者とやると。そうしたら、99%大丈夫ですよ。そこまで厳格に解釈する必要があるのかどうかと思います。それは事業の実施可能性ではなくて、もともとは確実に事業を実施すればいいわけですね。そのために多分登録事業者ということが規定されているわけですね。何かその手段と目的が入れ違っているのではないかと。登録事業者が自己目的化している感じがします。

○國友部長 当然、これは国の事業でございますから、我々は年度初めから事業を確保するために、通常であれば、政府が国会に予算を提出して、国会で承認される間に、大体事業者は予算成立を前提として審査をいたします。入札をさせていただきます。ですから、その段階で、仮にプログラムが整っていない、仮にコンピュータもないと。例えば、その決定が3月の下旬だったときに、3月末、4月1日までに、全てそれらが1か月で完成するかということから考えれば、それは逆に現実的ではないというふうに考えております。ですから、まず登録情報処理機関として、専用回線とかそういうのは、後から導通してやればいいですけども、コンピュータもないと。

○井熊副主査 いや、コンピュータがない人などは、資格審査で落ちるわけですよ。今までの類似業務の実績とか、それから、一定のベースとなるようなプログラムを持っているとか、受託したら必ずプログラムを開発しますというコミットとか、その企業の財務状況とか、トラックレコードとか、支配権とか、全部審査するわけです。そういう人がこういうことをやりますよということを出してきた提案書を審査して、それで一番いい評価になった人が落札者になるわけですね。

○國友部長 その落札したのが、残りの例えば1か月とかそんな段階で、全てそれが4月1日から整って事業をやってもらおうというふうに我々は確保できますでしょうか。それを審査で担保できますでしょうか。

○井熊副主査 それは、そういう能力のある事業者を選べば担保できる。でも、それをもしだめだと言ったら、世の中のあらゆる入札はだめですよ。ある条件を満たして、ここから業務を始めなさいというのが基本的に入札ですから、今、部長の言っていることを否定したら、世の中で行われているあらゆる入札が否定されますよ。ここで、4月1日から仕事ができなくなったらどうするんだと言ったら、それはもうあらゆる入札がそうですから。

○國友部長 必ずしも私はそういうふうに思わないのですけれども、ある程度、実際に入札、例えば工事のようなもの、開発のようなもの、調査のようなものは、それなりに準備期間があって、アウトプットを出すのに、半年なり1年がかかると。例えば工事であれば、工事の着手から完成して、その完成で引き渡しまでに、当然工事期間を見積もるわけでございます。

我々の事業の発注は、ソフトウェアの開発でもなければ、コンピュータの開発でもないのですね。サービス提供をその段階から求めるという考え方です。ですから、その段階か

らサービス提供ができるということを担保しなければ、事業者を選択する上で、サービス提供の可能性を我々は見ているわけです。

○井熊副主査 ほかにもそういうものはたくさんありますよ。決して、これが特殊なものではないと思います。ですから、その辺の柔軟性をもう少し解釈していただいて、もう少しハードルを下げる御検討がいただけないかなということですね。

○國友部長 法律上の要件は下げられませんので、そこはあくまで我々は本当に大事な、国内外問わず民間企業の方の私権を扱っておりますので、それを外の事業者にやっていただくことで、必要な法律が定められておりますので、法律上の要件はなかなか厳しいなど。そうではない部分について、例えばセキュリティ管理の面で専用回線というのも後から出てきた話ですから、それは必要ですけれども、その確認は若干後にするとか、そういう部分は考えられるのかなというふうには考えております。

○井熊副主査 ほかの先生方はいかがですか。

○川島副主査 参考に教えていただきたいのですが、工業所有権電子情報化センターという今仕事をされているところのイメージですけれども、全体の業務に占めるこの特許庁さんの今議論をしている業務の割合はどのぐらいのものなのかということですか、あるいは、その仕事をどういう人員で、全てが直営社員でやっているのか、一部外部に出しているかなど、どういう人員構成・内訳でされているのかというところを教えてくださいませんか。

○松下課長 今の事業を総勢130名ほどでやっております。外に出しているとか、外からではなくて、全てその機関の中の人間でございます。

事業の中身については、全て特許庁の業務をやっています。ほかの事業はないです。

○川島副主査 わかりました。

○井熊副主査 このために設立されたということですね。

○松下課長 そうですね。沿革を見ていただいたとおり、このために指定機関を最初につくっていますので、そのためにつくっています。

○井熊副主査 ほかはいかがですか。

○小尾専門委員 いろいろと伺っていて、難しいだろうなどは思うのですね。

そういうことも踏まえた上で、登録情報処理機関をふやす取組。具体的にふやす取組ですね。例えば複数年契約にすればふえる、そう思ったとしても、事業者としてはそうは出てこないかもしれない。そうすると、具体的に本当にこういう手を打てばふえるという明確な何か取組を多分とる必要があって、例えば、プログラム等を特許庁がつくるのは難しいですけれども、例えばひな型になるようなプログラムを特許庁みずからつくっておいて、それを公開する、または、ある程度ライセンスフィーを取って企業に提供するみたいな取組をすれば、例えばプログラムが必要だったら、それは特許庁からライセンスを取って、みずからの中でシステムを構築すればいいわけですね。そうすると、情報処理機関としての登録は比較的容易にできたりする可能性はあります。本当に具体性を持った何か取組を

しないと、企業にやってくださいみたいな話を幾らしても、彼らもビジネスですから、リスクがあるところにはなかなか踏み込めない可能性が高い。それをできるだけ下げような何か具体的な取組を考えていただきたいなと思います。

○國友部長 いろいろな情報化やIT化の進展の中で、我々も特許庁全体の情報化のあり方を常に議論しております。ですので、今我々が登録情報処理機関をお願いをしている要するにテキストファイル、電子化ファイルも、今の我々の内部の本部の電子化システムに合わせたものでございます。当然のことながら、ITのインフラは逐次日進月歩ですから、我々は10年、20年のタームで将来の電子化のあり方を内部でも議論をし、それに対して効率化を図っていく。そうでないと、海外の特許庁に負けてしまいますから、そういう観点で我々は逐次考えてございます。

ただ、今のこの時点においての我々が電子化を求めるシステムとしては、当然のことながら、今の特例法の考え方に基づいて進めてきたものですから、今の特例法上に基づく要件、例えばソフトウェアの完備であり、コンピューター式の完備は前提としながら、それを具備した者に作業をしていただくことが最善であるということだと思っております。ですから、それが今後さらにセキュリティがもっと厳しい技術が開発されてきたりした場合においては、さらに、我々がそれを例えば10年後、20年後の情報化のあり方なども内部的にはいろいろ議論をさせていただきながらやっておりますので、そういう中で、また、考えさせていただければなと思っておりますけれども、今の現時点のシステムにおいては、それほど難しいシステムではございませんので、それを外部で特例法という事業の継続性をいかに保証してもらうか。さらに、それが絶対漏えいしてはならないということを担保して進めているという今の制度設計になっていると思っておりますので、今の先生方の御指摘は非常にごもっともなところもございますので、将来のJP0の電子化システムを考える際にも、これは外部に出しているものでございますが、我々はそれを一体的に今考えておりますので、十分参考にさせていただければなと思っております。

○井熊副主査 ほかはよろしいですか。

先生方、特許庁の方々、どうもありがとうございました。

きょう御説明いただいた内容で、例えば複数年化とか、専用回線の問題とか、大変御検討をされている部分も多々あるということは十分理解させていただいていますし、特例法の趣旨も十分理解はさせていただいたところでございます。ただ、私どもといたしまして、本格的な競争が起こるためには、もう一歩何か必要な部分があるのではないかと考えております。その意味で、特許庁さんにおかれましては、本日の議論で各委員の先生方から示された課題とか意見について、3月の監理委員会で報告できるように取りまとめをいただきまして、その検討結果を、この分科会で再度ヒアリングをするということにさせていただかないかなというふうに考えております。

よろしければ、本日の議論を踏まえて、調整の上、監理委員会に報告資料を整理したいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 次回のヒアリング日程につきましては、先生方と特許庁さんと日程を調整いたしまして、セッティングして、後日御連絡をさしあげたいと思います。

○井熊副主査 特許庁さんの皆さんにおかれましては、長時間どうもありがとうございました。

○國友部長 どうもありがとうございました。